



災害補償課 診断書について

当市では、公務災害の認定に当たって、傷病名を確認するために、診断書を求めています。当該診断書料については、補償に要する費用として、基金の支払対象になりますか。



市町村は、公務災害の認定を行う際に医師の診断書の提出を求める場合が多く、当該診断書料については、市町村が負担している場合が多いと聞いています。

当基金では従来、市町村の公務災害の認定のための診断書料については、市町村の事務的経費であり、公務上外にかかわらず、基金の支払対象にはならないものと取り扱ってきたところです。

しかしながら、常勤職員の公務災害補償制度では、公務上の災害と認定された場合には、公務災害の認定のための診断書料は療養補償の対象になるとの取扱いとなっており、消防団員等の公務災害補償についても、これと同様に取扱い、療養補償として支出している市町村が多いと聞いています。

このため、市町村からは、公務災害の認定のための診断書料について、基金の支払対象にしてほしいとの要望もあり、また、現に療養補償費に含めて請求される例もあるところです。

このような状況に鑑み、当基金では、制度を所管する総務省消防庁に相談し、市町村の公務災害の認定のための診断書の交付は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第4条第1項第1号及び市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（昭和41年4月14日自消乙教発第8号）第7条第1項第1号にそれぞれ規定する「診察」に含まれるとの見解を得たうえで、療養費用算定基準細目（昭和63年9月1日消基発第305号）の一部を改正し、市町村の公務災害の認定のための診断書料について、平成27年4月1日以後において発生した事故に係るものから、1通5,000円の範囲内で、当基金の支払対象とすることしました。

なお、これにより診断書料に係る当基金の支払対象の可否については、おおむね下表のとおりとなります。

区分	基金が求めた診断書	市町村の公務災害の認定のための診断書	左記以外の診断書（私用のもの等）
公務上	支払対象	支払対象	支払対象外
公務外	支払対象（注）	支払対象外	支払対象外

（注）公務外等文書料（基金事務費）として支払う。

○ 療養費用算定基準細目（昭和63年消基発第305号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
<p>I 診療に要する費用の算定基準</p> <p>診療に要する費用の算定基準は、診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号（最終改正：平成26年3月5日）。IIにおいて「診療報酬の算定方法」という。）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に1点の単価12円を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより算定した額（点数に係るものについては、当該点数に12円を乗じて得た額）の範囲内とする。</p> <p>1～29（略）</p> <p><u>30 診断書料 5,000円</u></p> <p><u>補償の実施上必要な診断書の交付に係る費用に限る。</u></p>	<p>I 診療に要する費用の算定基準</p> <p>診療に要する費用の算定基準は、診療報酬の算定方法（平成22年3月5日厚生労働省告示第69号。IIにおいて「診療報酬の算定方法」という。）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に1点の単価12円を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより算定した額（点数に係るものについては、当該点数に12円を乗じて得た額）の範囲内とする。</p> <p>1～24（略）</p>